

第6回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成30年11月27日（火）

本会議散会後

場所：601 特別委員会室

- 1 前回の検討結果及び県外調査を踏まえた三重県議会指針（案）の検討について
- 2 緊急事態発生時の議員心得（案）について
- 3 検討会に招致する有識者について
- 4 その他

【資料】

- 資料1 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）
- 資料2 県外調査等を踏まえての検討課題（案）
- 資料3 緊急事態発生時の議員心得（案）
- 資料4 検討会に招致する有識者

大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）

1 目的

○本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生のリスクが高い地域と考えられる。

○今般、三重県議会基本条例第7条の2として、「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

2 対象とする災害等

○対象とする大規模な災害等緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生した時

【津波】津波警報が県内に発表された時

【風水害】大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある時

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等

(大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等)

3 議会の役割・機能

○県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通常議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努める。

○対象とする災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要請活動を行う。

○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。

○県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県執行部に対する要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

○国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

4 議員の役割・機能

○参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

○参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

○地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

○執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要請等を行うことについては慎む。

○被害を受けた地域の選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会との調整及び市町の支援に努める。

○議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

5 議会の災害組織

(構成員)

- 代表者会議メンバー
- 議長が必要と認める者

(指揮者不在時)

- 副議長
- 議会運営委員長
- 第一会派の代表
- 第二会派の代表

(所掌事務等)

- 議員が収集した災害に関する情報を災害対策本部へ提供
- 災害対策本部の情報を議員へ提供
- 県や国、関係機関への要望活動の調整
- 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

6 事務局の災害組織

○ 事務局の体制

総 括：局長、次長（事務局の総括）

総 務 班：総務課職員（正副議長への連絡、職員への連絡、災害対策本部からの情報収集、防災物品の準備、代表者会議の準備、災害対策会議の準備）

議員対応班：議事課職員（開催中の本会議・委員会等の対応、議員への連絡、議員からの情報収集・整理）

安全確保班：企画法務課職員（傍聴者・来庁者への対応、議事堂内の安全点検、応急措置、避難住民への対応）

時間外・休日：指定職員（各課1名）（上記の業務のうち、優先度の高い業務）

○ 災害対策本部への派遣

災害レベル2以上で災害対策統括部から要請ある場合、又は議会事務局長が必要と認める場合は、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、総括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。

7 情報共有

○ 正副議長

- ・正副議長は在席し、情報の収集、整理、分析にあたる。
- ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部やほかの議員に伝達する。
- ・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

○ その他の議員

- ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。
- ・地域機関や各市町の災害対策本部で情報収集を行う場合は、職員等の災害対策活動を優先させたうえで収集活動を行う。
- ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により、事務局に連絡する（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする）。
- ・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

8 災害対策本部⇒議員

- 「安否報告書」で報告のあった連絡可能な方法（FAX、電話、メール等）により、議長の下、事務局から情報伝達する。

9 議員⇒災害対策本部

- 「情報伝達票」により、事務局へ連絡し、緊急を要する場合を除き、議長を経由して執行部へ情報伝達する。

10 運用、見直し

- 県の防災計画等との整合を常に図ることとする。
また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。
- 防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針の見直しを図る。

県外調査等を踏まえての検討課題（案）

1 「⑤議会の災害組織」

- (1) どのような構成とするか（現行の代表者会議のままとするかどうか）
- (2) 自動招集の時期（現行の5日後または3日後等）
- (3) 緊急通行車両標章の必要性（正副議長車に加え必要かどうか。その範囲。）

2 「⑥事務局の災害組織」

- (1) 議事堂が使えない場合の代替場所の指定は必要か
- (2) 一時退避場所を現行マニュアルでエントランスホールとしているがよいか
- (3) 非常食の購入費用を「当分の間、議会事務局親睦会の負担とする」としている規定の見直しは必要か

3 「⑧災害対策本部⇒議員」「⑨議員⇒災害対策本部」

- ・「安否報告書」、「情報伝達票」について、現行のFAXによる連絡で良いか（例えばメール、LINE、独自システム等）

4 「⑩運用、見直し」

- (1) 避難訓練の企画・実施主体をどこが担うか
- (2) 指針の見直し、改訂をどこが担うか

5 その他

- (1) 上記1～4以外に県外調査等を踏まえて指針に入れるべき内容
- (2) 現行マニュアルの改訂を含め、指針のまとめ方（例えば指針と抜粋したマニュアルを2本立てにするなど出来上がりの体裁）をどうするか

（参考）現行マニュアルの構成

- 1 基本的な対応（初動期の議員の役割、安否の報告方法、情報共有・伝達）
- 2 状況別対応マニュアル（本会議等開催中か休会・閉会中、それぞれ発災直後、発災3時間以内、5日以内、5日目午後1時）

緊急事態発生時の議員心得（案）

落ち着いて安全の確保を！人命第一！

1 連絡体制を万全に

参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

2 地域での支援活動を

参集指示があるまでは、地震の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

3 情報の収集と地域への提供を

地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。県議会の窓口から把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

4 個別の要請は避け、地域の情報は議会に

執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要請等を行うことについては慎む。

5 地域と議会との橋渡し役に

被害を受けた地域の選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会との調整及び市町の支援に努める。

6 議会活動の優先を

議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

検討会に招致する有識者

名 前：鍵屋 一（かぎや はじめ）

所属・職位：跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授

専門分野：防災、危機管理、自治体行政

【講師紹介】

秋田県生まれ。早稲田大学法学部卒業。京都大学博士（情報学）。

板橋区にて、防災課長、福祉部長、危機管理担当部長、議会事務局長等を経て2015年3月に退職。同年4月から現職。

地域防災全般、特に自治体の防災対策全般、災害時要援護者支援、福祉施設の事業継続計画等の研究に従事するとともに、内閣府「災害時要援護者の避難検討会委員」、内閣官房地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事、NPO法人東京いのちのポータルサイト副理事長等、多くの防災関連の委員を兼任され、社会活動や講演活動を通して、積極的に防災・危機管理の情報を発信されている。

平成30年度 第2回 三重県議会「議員勉強会」開催要領

■目的

全国各地で台風や豪雨、地震等の自然災害が頻発しており、本県においても南海トラフ地震の発生確率が引き上げられるなど、大規模な自然災害への備えは喫緊の課題となっている。

本県議会においても、この6月、議会基本条例の規定に『大規模な災害その他の緊急事態への対応』を追加するとともに、現在、「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」にて、発災時の議員の行動規範等、様々な事項について検討・整理しているところである。

このような状況を踏まえ、災害時に議会や議員が果たすべき役割や取組に対する理解を深めるとともに、今後の県議会での議論の参考とする。

■日時・場所

平成30年12月20日（木） 13：00～14：20

三重県議会議事堂3階 全員協議会室

■講 師

鍵屋 一（かぎや はじめ）氏

（跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科教授）

※議員勉強会終了後、「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」に有識者として出席していただく予定です。

■演 題

「災害時における議会・議員の役割と取組」

【講師紹介】

鍵屋 一（かぎや はじめ）氏

秋田県生まれ。早稲田大学法学部卒業。京都大学博士（情報学）。

板橋区にて、防災課長、福祉部長、危機管理担当部長、議会事務局長等を経て2015年3月に退職。同年4月から現職。

地域防災全般、特に自治体の防災対策全般、災害時要援護者支援、福祉施設の事業継続計画等の研究に従事するとともに、内閣府「災害時要援護者の避難検討会委員」、内閣官房地域活性化伝道師、（一社）福祉防災コミュニティ協会代表理事、NPO法人東京いのちのポータルサイト副理事長等、多くの防災関連の委員を兼任され、社会活動や講演活動を通して、積極的に防災・危機管理の情報を発信されている。

